を「第二十五項」に、「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十八項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十八項」に、「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項第三号中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第七十条の四第十六項」を「第七十条の四第十七項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項の次に次の一項を加える。

20　第七項の場合において、同項に規定する譲渡等（第一項の規定の適用を受ける特例農地等のうち第七十条の四第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する特例農地等の第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡に限る。）があつた日から一年以内に、第一項の規定の適用を受ける特例農地等以外の同号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地（同項本文の規定の適用を受ける農業相続人が当該譲渡等があつた日において有していたものに限り、当該譲渡等に係る特例農地等の相続の開始があつた日前に取得したものを除く。第二号及び第三号において「代替特例農地等」という。）で、当該譲渡等の時におけるその価額が当該譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当するものを当該譲渡等に係る特例農地等に代わるものとして当該農業相続人の農業の用に供する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第七項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該承認に係る譲渡等は、なかつたものとみなす。

二　当該譲渡等があつた日から一年を経過する日において、当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替特例農地等を当該譲渡等に係る特例農地等に代わるものとして当該農業相続人の農業の用に供する農地又は採草放牧地としていない場合には、当該譲渡等に係る特例農地等のうちその農業の用に供していないものに対応するものとして政令で定める部分は、同日において譲渡等をされたものとみなす。

三　当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替特例農地等を当該譲渡等に係る特例農地等に代わるものとして当該農業相続人の農業の用に供する農地又は採草放牧地とした場合には、当該譲渡等に係る特例農地等に代わるものとして当該農業相続人の農業の用に供した代替特例農地等は、第一項の規定の適用を受ける特例農地等とみなす。

第七十条の六の二第一項第一号中「農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第百二十八条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

第七十条の六の二第四項中「前条第三十一項」を「前条第三十二項」に改める。

第七十条の七の四の次に次の五条を加える。

（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）

第七十条の七の五　認定医療法人（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下第七十条の七の九までにおいて「平成二十六年改正医療法施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）の持分を有する個人（第四項において「贈与者」という。）が当該持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、当該認定医療法人の持分を有する他の個人（以下この条において「受贈者」という。）に対して贈与税が課される場合には、当該受贈者の当該放棄があつた日の属する年分の贈与税で相続税法第二十八条第一項の規定による期限内申告書（当該期限内申告書の提出期限前に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が提出する同法第二十八条第二項の規定による期限内申告書を含む。以下第七十条の七の七までにおいて「贈与税の申告書」という。）の提出により納付すべきものの額のうち、当該放棄により受けた利益（以下第七十条の七の七までにおいて「経済的利益」という。）の価額で当該贈与税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるものに係る納税猶予分の贈与税額（当該経済的利益の価額を当該受贈者に係る当該年分の贈与税の課税価格とみなして、同法第二十一条の五及び第二十一条の七の規定（第七十条の二の三及び第七十条の二の四の規定を含む。）を適用して計算した金額をいう。以下この条において同じ。）に相当する贈与税については、政令で定めるところにより当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税を猶予する。

2　この条から第七十条の七の九までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　認定医療法人　良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号。以下この条及び第七十条の七の八第二項において「平成十八年医療法等改正法」という。）附則第十条の四第一項に規定する認定医療法人をいう。

二　持分　平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第三項第二号に規定する持分をいう。

三　認定移行計画　平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第二項に規定する認定移行計画をいう。

四　厚生労働大臣認定　平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第一項の規定による厚生労働大臣の認定をいう。

五　移行期限　平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第二項の規定により認定移行計画に記載された移行の期限をいう。

六　基金拠出型医療法人　平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第二項第一号ハに規定する基金拠出型医療法人をいう。

3　次に掲げる者が、その者に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者が認定医療法人の持分を放棄したことにより経済的利益について第一項の規定の適用を受ける場合には、当該経済的利益については、同法第二章第三節の規定は、適用しない。

一　相続税法第二十一条の九第五項（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する相続時精算課税適用者

二　第一項の規定の適用に係る認定医療法人の持分について当該特定贈与者による放棄があつた日の属する年中において、当該特定贈与者から贈与を受けた同項の規定の適用を受ける経済的利益以外の財産について相続税法第二十一条の九第二項（第七十条の二の五第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出する者

4　第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が、同項の贈与者による認定医療法人の持分の放棄があつた日から同項の経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間に同項の認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合若しくは当該持分の譲渡をした場合又は次条第一項の規定の適用を受ける場合には、第一項の規定は、適用しない。